

ご存じですか？マイナンバー制度 ～ vol.8 ～

小城市ホームページから
マイナンバー 検索

～マイナンバーが必要になります～

問 総務課（西館2階）【担当】鮎川・大坪 ☎37・6112

住民の一人一人に「マイナンバー」（12桁の個人番号）が通知されました。（通知カード）世帯主宛てに簡易書留で配送されています。

お手元に届いていない人には、ハガキでお知らせし、役所で保管しています。

市民課に来庁され、本人確認の上、交付します。運転免許証などの書類の提示をお願いします。

生涯にわたって利用する番号ですので、紛失しないように大切に保管してください。

平成28年1月から公的機関の各種申請書に個人番号の記載を求められることがあります。



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

「マイナンバー」の封筒が届きました



こんな場面であなたもマイナンバーを使います



お父さん・お母さん

- 従業員** 扶養控除申告書など勤務先に提出する税務関係書類
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続き
- パート** 税務関係書類
- 出産** 出産育児一時金や育休の手続き
- 保護者** 児童手当の手続き



学生

- アルバイト** 税務関係書類
- 奨学金** 奨学金の手続き



子ども

保育所などへの入所の手続き、児童手当の手続き



高齢者

年金給付の手続き、福祉や介護の手続き

マイナンバーに伴う様式改正（一例です）

様式名	対象者・記入時期	問合せ
児童手当・特例給付認定請求書	出生や転入によって、児童手当を新規で請求するとき	社会福祉課 ☎37・6107
児童扶養手当認定請求書	児童扶養手当を離婚、未婚などの理由で新規で請求するとき	
国民健康保険資格異動届書・申請書	国民健康保険の資格変更が生じたとき	国保年金課 ☎37・6101
限度額適用／標準負担額減額／限度額適用・標準負担額減額 認定申請書	医療費が高額になったとき（国保・後期高齢）	
高額療養費支給申請書	1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき（国保・後期高齢）	
償却資産申告書	償却資産報告が必要な法人（法人番号）および個人事業主（個人番号）	税務課 ☎37・6103
雇用保険被保険者資格取得届／資格喪失届・氏名変更届	労働者が雇用保険の被保険者となるとき／離職などにより被保険者でなくなったとき	佐賀公共職業安定所 適用課 ☎41・9307

マイナンバー制度に対するお問い合わせは、**総合フリーダイヤルへ ☎0120・95・0178（無料）**
平日9時30分～22時／土日祝日9時30分～17時30分（年末年始を除く）

高額医療・高額介護合算療養費の受け付けを行っています

医療保険と介護保険の自

己負担額の合算が著しく高額になる場合、その負担額を軽減するために「高額医療・高額介護合算療養費制度」が設けられています。

この制度は、各医療保険の世帯ごとに平成26年8月1日～平成27年7月31日（基準日）の1年間で、医療保険と介護保険の自己負担分の合算が下表の限度額を超えている場合に、その超えた額が支給されるものです。ただし、その超えた額が500円未満の場合は支給されません。（医療費分は、高額療養費の計算対象となったものが、この制度でも対象となります）

申請手続きと注意点

（国民健康保険・後期高齢者医療保険の人）

対象者には、1月上旬に通知します。

申請窓口 国保年金課

持参するもの

- ・ 申請書
- ・ 印かん（朱肉を使うもの）
- ・ 個人番号カードまたは通知カード
- ・ 本人名義の通帳
- ・ 自己負担額証明書（期間中に医療保険または介護保険の保険者が変わった人で、以前加入していた保険の自己負担額を合算できる場合のみ）

※自己負担額証明書が必要な人には個別に通知します。

合算した場合の限度額（年額／8月～翌年7月）

●国保70歳未満の人

所得※区分	限度額 (平成26年8月～平成27年7月)
上位所得者	
所得901万円超	176万円
所得600万円超901万円以下	135万円
一般	
所得210万円超600万円以下	67万円
所得210万円以下	63万円
住民税非課税世帯	34万円

●国保70歳以上75歳未満の人、後期の人

所得区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

●低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。
※「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

＜他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の保険）の人＞

加入している医療保険者への申請となります。

その時に介護保険の「自己負担額証明書」の交付申請が必要です。申請は、佐賀中部広域連合と高齢障がい支援課で受け付けをしていますが、発行まで約1か月かかります。

問 【医療保険に関すること】 国保年金課（西館1階） ☎37・6101／佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64・8476
【介護保険に関すること】 高齢障がい支援課（西館1階） ☎37・6108／佐賀中部広域連合 給付課 ☎40・1134

障害者控除対象者の認定を行います

小城市ホームページから
障害者控除 検索

問 高齢障がい支援課（西館1階）【担当】野田・林 ☎37・6108

身体障害者手帳などをお持ちでない人でも要介護認定を受けられている場合は、所得税・市県民税の障害者控除の対象となる場合があります。

対象者 介護度をお持ちの65歳以上の人で身体障害者および知的障害者に準ずると認定される人。

申請者 課税されている対象者または、対象者を扶養し課税されている人。

持参するもの

・ 対象者の介護保険被保険者証

・ 印かん（朱肉を使うもの）

申請受付開始日

平成28年1月4日（月）

※認定結果の交付には2週間程度かかります。認定された人には「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、確定申告の時に提出してください。